

第三節 制度・組織の編成

三月末、制度、組織の編成作業が急進められた。新聞もこれに次のように報道している。

東京美術学校○同校は目下其組織を取調べ中なるが、聞く所によれば、来る九月中には是非とも開校し、生徒を募集する由にて昨今組織取調を急ぎ居らるゝと云ふ。

〔明治二十一年三月二十八日『東京日日新聞』〕

商議委員規程

三月に、まず、左記の商議委員規程の制定をみた。

○商議委員規程（明治廿一年三月廿三日制定）

第一條 本校重要ノ事件ヲ商議スル爲メ商議委員ヲ置ク

第二條 商議委員ハ三名以上七名以下トシ學校長ノ推薦ニ依リ

テ文部大臣之ヲ命ス

第三條 商議委員ノ會議ニ附スヘキモノハ學科課程重要ノ諸規

則經費ノ豫算其他本校ノ利害ノ鎗長ニ關スル事項トス

但學校長ノ見込ニ依リ尚此他ノ事項ヲ會議ニ附スル

コトヲ得

第四條 商議委員會ノ議案ハ學校長之ヲ提出スルモノトス

第五條 商議委員會ハ學校長ヲ以テ會長トシ委員半數以上出席

スレハ議事ヲ結了スルコトヲ得

第六條 商議委員ハ五箇年ヲ以テ任期トス任期滿ツルノ後時宜

ニヨリ更ニ勤續ヲ命スルコトアルヘシ

〔東京美術学校一覽 從明治二十三年九月
至明治二十四年八月〕

第三条に記されているごとく、商議委員の任務は学校規則、經費等に関する重要事項を協議することであった。翌二十二年七月三十日付で左記の五名が初代商議委員に任命された。

枢密顧問官 子爵 佐野 常民

内閣官報局長 高橋 健三

從五位 河瀬 秀治

高等師範学校教諭 松尾 儀助

高嶺 秀夫

職員の人選

規則制定準備と並行して職員の人選が進められた。二十一年初頭から翌二十二年二月の開校までの間の人事については「職員辞令メモ」(原題なし。野紙に鉛筆で記録。本学蔵)に次のように記されている。

二十一年三月十三日

文部属今泉雄作本校書記ニ兼任シ判任官四等ニ叙セラル